第5期 雲南市農業委員会第1回総会議事録

- 1. 日 時 平成26年7月25日(金) 13:50~17:15
- 2.場 所 木次町 サンワーク木次 多目的ホール
- 3. 出席委員(36名)

1番	渡部洋一	2番	髙尾茂通	3番	岡田康弘	4番	竹内 勉
5番	片寄健治	6番	日野一夫	7番	鳥谷悦雄	8番	高橋敬二
9番	永井尚二	10番	周藤寛洲	11番	藤原修至	12番	橋本 博
13番	松原利廣	14番	高田 耕	15番	青木征温	16番	内部武雄
17番	柳原昌広	18番	白築 進	19番	白築美雄	20番	中西康一
21番	嘉本輝雄	22番	渡部満憲	23番	鶴原能也	24番	廣澤幸博
25番	錦織邦男	26番	岡田 伸	27番	持田明典	28番	川上蘆求
29番	山本裕子	30番	高島幹雄	31番	陶山直利	32番	小田久義
33番	藤原 好	34番	山本博子	36番	石橋義明	37番	加藤一郎

- 4. 欠席委員(1名) 35番 宇都宮敏章
- 5. 事務局又は説明者 事務局長 杉原律雄 統括主幹 女鹿田比文 副 主 幹 山中亜希子 副 主 幹 大塚雄彦
- 6. 議事日程
 - (1) 仮議長選出
 - (2) 仮議長あいさつ
 - (3) 開会宣言
 - (4) 日程第1 議事
 - 議第 1号 仮議席の指定について
 - 議題 2号 会長並びに会長職務代理者の選出について
 - 議題 3号 議席の決定について
 - 議題 4号 議事録署名委員の指名について
 - 議第 5号 島根県農業会議会議員の選出について
 - 議第 6号 雲南市農業委員会運営委員会委員の選出について
 - 議第 7号 雲南市農業委員会専門委員会委員の選出について
 - 議第 8号 農業者年金加入推進各選挙区責任者の選出について
 - 議第 9号 雲南市標準農作業料金検討委員会委員の選出について
 - 議第10号 雲南市農業労働災害共済事業運営審査委員会委員の選出について
 - 議第11号 雲南市農業経営改善計画認定審査会委員の選出について
 - 議第12号 雲南市農業再生協議会委員の選出について
 - 議第13号 雲南市農業再生協議会小委員会委員の選出について

- 議第14号 雲南市耕作放棄地対策協議会委員の選出について
- 議第15号 雲南市土地開発公社理事の選出について
- 議第16号 雲南市都市計画審議会委員の選出について
- 議第17号 雲南市都市計画推進委員会委員の選出について
- 議第18号 JA雲南雲南市カントリーエレベーター運営委員の選出について

(5) 日程第2 協議事項

- ①担当地区制について
- ②雲南市農業委員会慶弔についての申し合わせについて
- ③平成26年度雲南市農業委員会慶弔会計予算書(案)について
- ④雲南市農業委員会内規に関する申し合わせについて

(6) 日程第3 報告事項

- ①雲南市農業委員会事務局体制について
- ②平成26年度雲南市農業委員会活動計画及び活動スケジュールの概要について
- ③平成26年度雲南市農業委員会予算について
- ④雲南市標準農作業料金について
- ⑤農地取得下限面積について
- ⑥その他

7. 議 事

発信者	議 事 要 旨
事務局	定刻になりましたので、ただ今より開会いたします。
	ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。
事務局	総会の議長は、雲南市農業委員会会議規則第4条により、「会長は会議の議長となる」とされ
	ています。しかし、一般選挙の後、最初に行なわれる総会では会長が決まっていませんので、
	仮議長を選出し、速やかに会長及び会長職務代理者を選出しなければなりません。
	この仮議長の選出方法については、定めがありませんので、議会議員の例を準用し、年長の
	委員であります木次町の陶山直利委員にお願いしたく存じますが、如何でしょうか。
	(異議なしの声あり)
事務局	ご賛同をいただきましたので、木次町の陶山直利委員よろしくお願いいたします。
	(陶山委員 仮議長席に着席)
仮議長	皆様、ご苦労様でございます。ただ今、年長の故をもって、仮議長に選出いただきました木
	次町の陶山直利です。会長が選出されるまでの間、議長の職務を行ないますのでご協力いただ

発信者	議 事 旨
仮議長	きますようよろしくお願いいたします。
仮議長	開会宣言を行ないます。
	委員総数37名。本日の出席委員は36名であります。従いまして雲南市農業委員会会議規
	則第5条により定足数に達しておりますので、ただ今から第5期雲南市農業委員会第1回総会
	を開会することを宣言いたします。
仮議長	それでは、早速議事に入ります。
	日程第1、「議第1号仮議席の指定について」を議題とします。
	これについては、皆様方ただ今ご着席の場所を仮議席として決定したく存じますが、ご異議
	ございませんか。
	(異議なしの声あり)
仮議長	│ │ 異議なしと認めます。よって、仮議席はただ今ご着席の議席を指定します。続きまして、「議
次成式	第2号会長並びに会長職務代理者の選出について」を議題とします。
	事務局より説明を求めます。
事務局	それでは、「議第2号会長並びに会長職務代理者の選出について」説明いたします。農業委員
	会等に関する法律第5号第2項及び第5項の規程に基づき、雲南市農業委員会の会長並びに会
	長職務代理者を選出いただくものであります。任期は平成26年7月20日から平成29年7
	月19日までとなっております。
	会長並びに会長職務代理者の選出につきましては、選挙による方法と指名推薦の方法があり
	ます。なお、指名推薦の方法による場合、各選挙区より1名の選考委員さんの選出をお願いし たいと考えます。選考方法についてご審議よろしくお願いいたします。
	たいとうんよう。及行力はについくこ番成ようしく40//以いいにしよう。
仮議長	│ │ ただ今、事務局から説明がありましたとおり、選挙による方法と指名推薦による方法とがあ
	りますが、如何取り計らいましょうか。
仮議席	各選挙区より選考委員を選出する指名推薦による方法が良いと思います。
34番	
仮議長	他に意見はございませんか。
NV NX N	
仮議長	- それでは、他にご意見がございませんので選考委員を選出し、指名推薦による方法で決定し
	てよろしいですか。また、選考委員の数は、各選挙区より1名の合計5名でよろしいですか。
	(異議なし)
/m => 4 ==	

異議なしと認めます。選考委員は、各選挙区より1名を選出していただきます。

仮議長

発信者	議 事 要 旨
仮議長	それでは、直ちに選挙区ごとに選考委員を選出してください。事務局から発表します選考委
	員選出会場に別れてください。その間、暫時休憩とします。
	(休 憩)
仮議長	会議を再開します。事務局から選考委員を発表いたします。
事務局	選考委員を発表いたします。第1選挙区は永井委員、第2選挙区は内部委員、第3選挙区は 廣澤委員、第4選挙区は片寄委員、第5選挙区は竹内委員です。
仮議長	それでは、選考委員の方は研修室へ移動いただき、選考をお願いします。その間、暫時休憩とします。
	(休 憩)
仮議長	会議を再開します。選考結果がまとまったようですので選考委員長より結果を発表していただきます。
仮議席 18番	選考委員会でこれまでの経験等を踏まえ協議を行いまして、会長は加藤一郎委員、会長職務 代理者は石橋義明委員を選出する方向を出したところです。
仮議長	ただ今、内部選考委員長より、会長は加藤一郎委員、会長職務代理者は石橋義明委員との報告がございました。選考委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(異議なし)
仮議長	異議なしと認めます。 よって、選考委員長の報告のとおり会長は加藤一郎委員、会長職務代理者は石橋義明委員と 決定いたしました。
仮議長	ただ今、会長に選出されました加藤一郎委員、会長職務代理者に選出されました石橋義明委員が会場にいらっしゃいますので、会長並びに会長職務代理者就任の告知をいたします。これにより、加藤委員には会長席に、石橋委員には会長職務代理者席にお座りいただき、それぞれ就任のご挨拶をお願いいたします。また、これからの議事進行は会長にお願いし、私は以上をもちまして仮議長の職務を解かせていただきます。皆様のご協力に対し厚くお礼申し上げます。 (仮議長解任後、会長、会長職務代理者就任のあいさつ)
議長	それでは、これからは農業委員会会議規則第4条に基づき、会長として議長を務めさせていた

だきます。

発信者 議 事 旨 次に、「議第3号 議席の決定について」を議題とします。 議長 事務局より説明を求めます。 議案書7ページをご覧ください。「議第3号議席の決定について」であります。第5期雲南市 事務局 農業委員会委員の議席を定めるもので、雲南市農業委員会会議規則第7条の規程により「議席 はあらかじめくじで決める」と規定されています。現在、仮議席にお座りになっていらっしゃ いますが、仮議席1番の方から順次くじを引いていただき、議席を決定いただきたいと考えま す。なお、会長及び会長職務代理者につきましては、議会議員の例にならい、会長を37番、 会長職務代理者を36番としたいと考えますので、ご審議よろしくお願いいたします。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。 議長 それでは、ただ今から事務局職員がクジを持って回りますので、仮議席順にクジを引いてい ただきたいと存じます。 (クジにより抽選) 議長 委員の皆さんがクジを引き終わりましたので、事務局より確認のため番号順にお名前を読み 上げます。 事務局 それでは、議席番号順に読み上げます。 1番渡部洋一委員、2番髙尾茂通委員、3番岡田康弘委員、4番竹内勉委員、5番片寄健治 委員、6番日野一夫委員、7番鳥谷悦雄委員、8番高橋敬二委員、9番永井尚二委員、10番 周藤寬洲委員、11番藤原修至委員、12番橋本博委員、13番松原利廣委員、14番高田耕 委員、15番青木征温委員、16番内部武雄委員、17番柳原昌広委員、18番白築進委員、 19番白築美雄委員、20番中西康一委員、21番嘉本輝雄委員、22番渡部満憲委員、23 番鶴原能也委員、24番廣澤幸博委員、25番錦織邦男委員、26番岡田伸委員、27番持田 明典委員、28番川上蘆求委員、29番山本裕子委員、30番高島幹雄委員、31番陶山直利 委員、32番小田久義委員、33番藤原好委員、34番山本博子委員、35番宇都宮敏章委員、 36番石橋義明委員、37番加藤一郎委員、以上であります。 ただ今、事務局が読み上げましたが、間違いはございませんでしょうか。 議長 (間違いなしの声あり)

誤りが無いようですので、ただ今、事務局が発表しました席順にしたがい、氏名札を持って

順次指定の議席に移動をお願いいたします。

(議席の移動)

議長

発信者	議 事 要 旨
議長	一
	雲南市農業委員会会議規則第13条第2項に「議事録には議長及び2人以上の出席委員が署名しなければならない」と規定されていますので、1番渡部委員、2番髙尾委員を指名します。
議長	次に、「議第5号島根県農業会議会議員の選出について」を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	「議第5号島根県農業会議会議員の選出について」であります。農業委員会等に関する法律 第41条第2項第1号の規定に基づき、島根県農業会議会議員を選出するものでございます。 「農業委員会等に関する法律」第41条第1項では「市町村農業委員会会長または会長が農業 委員会の意見を聴いて農業委員会の委員の中から1名を指名する」と規定されていますが、島 根県の場合、全市町村・会長が会議員となっています。従いまして、会長を島根県農業会議会 議員としてご提案申し上げます。
議長	ただ今、事務局から説明がありましたが、島根県農業会議会議員には会長を選出することに ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議がございませんので、「議第5号島根県農業会議会議員の選出について」は、会長を選出いたします。 次に、「議第6号 雲南市農業委員会運営委員会委員の選出について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。
事務局	それでは、議案書10ページをご覧ください。「議第6号運営委員会委員の選出について」、 雲南市農業委員会運営委員会の設置及び運営規程第3条の規程に基づき、運営委員会委員を選 出するものであります。運営委員会の委員構成につきましては、「運営委員会の設置及び運営規 程第3条」の規程に、「会長及び会長職務代理者、並びに各選挙区から選出された若干名の委員」 となっています。先ほど懇談会でお話しておりましたように、これまで各選挙区から1名の委 員が選出されておりますので、同じように選挙区より1名の選出をお願いしたいと考えますの で、ご審議よろしくお願いいたします。
議長	事務局より説明を受けましたが、各選挙区でご協議いただき、運営委員の選出をお願いいたします。よろしいですか。
-34	(異議なしの声あり)
議長	それでは、暫時休憩とし、各選挙区で選出願います。選考会場は事務局からお知らせします。
	(各選挙区協議及び休憩)
議長	会議を再開します。 各選挙区での選出結果を事務局でまとめていますので、ただ今から第1選挙区より順次発表 していただきます。
事務局	それでは、各選挙区における選考結果を発表いたします。

会長及び会長職務代理者については、先ほどご決定いただいたとおりでございます。

発信者	議 事 要 旨
事務局	選挙区でありますが、大東選挙区は永井尚二委員、加茂選挙区は内部武雄委員、木次選挙区は
	廣澤幸博委員、三刀屋選挙区は川上蘆求委員、吉田・掛合選挙区は竹内勉委員であります。
議長	ただ今、事務局より各選挙区から選出された運営委員の発表がありましたが、発表のとおり
	決定することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。よって、「議第6号雲南市農業委員会運営委員の選出について」は、発表のとおり決定することといたします。
	次に、「議第7号雲南市農業委員会専門委員会委員の選出について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。
事務局	それでは、議案書11ページをご覧ください。「議第7号専門委員会委員の選出について」で
	あります。 専門委員会委員につきましては、「専門委員会の設置及び運営規程第3条」に「農業委員会より選出した委員若干名」となっています。専門委員にあっては、会長、会長職務代理者を除いた35名の委員全てにどこかの委員会に所属していただきたく思いますが、その選考について
	は運営委員に選考していただきたく、ご提案申し上げます。委員会につきましては、11ページの農政委員会、12ページの情報委員会、地域農業対策委員会でございます。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	事務局より説明を受けましたが、各専門委員会委員の選出については、先ほど運営委員会委員が決定になりましたので、この運営委員会で各専門委員会の委員を選考することにしたらと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議が無いようですので、運営委員の皆様は、選考会場へ移動いただき、選考をお願いいた します。
	それでは、選考されるまでの間、暫時休憩とします。選考会場は事務局からお知らせします。
	(運営委員会委員において別室で選考)
議長	会議を再開いたします。選考結果がまとまったようですので、事務局から選考結果について 発表してください。
事務局	選考結果を発表いたします。 まず、農政委員会であります。第1選挙区:鳥谷悦雄委員・高橋敬二委員・鶴原能也委員・ 山本裕子委員・中西康一委員、第2選挙区:嘉本輝雄委員・日野一夫委員、第3選挙区:松原

利廣委員・山本博子委員・陶山直利委員、第4選挙区: 髙尾茂通委員・片寄健治委員・渡部洋

発信者 議 事務局 一委員、第5選挙区:竹内勉委員・岡田康弘委員、以上が農政委員会であります。 続きまして、情報委員会であります。第1選挙区:周藤寛洲委員、第2選挙区:嘉本輝雄委員、 第3選挙区:宇都宮敏章委員·橋本博委員、第4選挙区:白築美雄委員、第5選挙区:錦織邦 男委員、以上が情報委員会であります。 続きまして、地域農業対策委員会であります。第1選挙区:岡田伸委員・高島幹雄委員・藤 原修至委員・高田耕委員・永井尚二委員、第2選挙区:青木征温委員・内部武雄委員、第3選 挙区: 持田明典委員・廣澤幸博委員・橋本博委員、第4選挙区: 小田久義委員・川上蘆求委員・ 柳原昌広委員、第5選挙区:白築進委員・藤原好委員・錦織邦男委員、以上が地域農業対策委 員会であります。 議長 先程事務局より発表がございましたが、発表のとおり決定することにご異議ございませんか。 22番 農政委員会委員に渡部満憲が落ちておりませんか。 議長 暫時休憩とします。 議長 会議を再開いたします。失礼をいたしました。ご迷惑をおかけいたしました。事務局から再 度選考結果の報告をお願いします。 農政委員会について再度読み上げます。第1選挙区: 鳥谷悦雄委員・高橋敬二委員・鶴原能 事務局 也委員・山本裕子委員・中西康一委員・渡部満憲委員、第2選挙区:嘉本輝雄委員・日野一夫 委員、第3選挙区: 松原利廣委員・山本博子委員・陶山直利委員、第4選挙区: 髙尾茂通委員・ 片寄健治委員・渡部洋一委員、第5選挙区:竹内勉委員・岡田康弘委員、以上が農政委員会で あります。 28番 第4選挙区ですが、先ほど読み上げられた委員について農政委員会委員と地域農業対策委員 会委員の中で交代をお願いします。 議長 運営委員会を再度開いていただき整理してください。それでは、暫時休憩とします。 (運営委員会委員において別室で協議) 会議を再開いたします。選考結果がまとまったようですので、事務局から再度全部の選考結 議長 果について発表していただきます。 失礼いたします。選考結果を読み上げます。 事務局 農政委員会であります。第1選挙区:鳥谷悦雄委員・高橋敬二委員・鶴原能也委員・山本裕 子委員・中西康一委員・渡部満憲委員、第2選挙区: 嘉本輝雄委員・日野一夫委員、第3選挙

区: 松原利廣委員・山本博子委員・陶山直利委員、第4選挙区: 髙尾茂通委員・片寄健治委員・柳原昌広委員、第5選挙区: 竹内勉委員・岡田康弘委員、以上16名が農政委員会であります。

事務局

続きまして、情報委員会であります。第1選挙区:周藤寛洲委員、第2選挙区:嘉本輝雄委員、第3選挙区:宇都宮敏章委員・橋本博委員、第4選挙区:白築美雄委員、第5選挙区:錦織邦男委員、以上が情報委員会であります。

続きまして、地域農業対策委員会であります。第1選挙区:岡田伸委員・高島幹雄委員・藤原修至委員・高田耕委員・永井尚二委員、第2選挙区:青木征温委員・内部武雄委員、第3選挙区:持田明典委員・廣澤幸博委員・橋本博委員、第4選挙区:小田久義委員・川上蘆求委員・渡部洋一委員、第5選挙区:白築進委員・藤原好委員・錦織邦男委員、以上が地域農業対策委員会であります。

議長

ただ今事務局より各専門委員の発表が再度ございました。報告のとおり決定することに異議 ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。よって、「議第7号雲南市農業委員会専門委員会委員の選出について」 は、運営委員会においての選考結果のとおり決定いたしました。

それでは、さきほど各委員会の構成について決定いただきましたので、それぞれ委員会の「委員長」「副委員長」を選考いただきたいと思います。選考会場は事務局からお知らせします。 それでは、暫時休憩とします。

(各委員会において選考)

議長

再開いたします。選考結果を事務局より発表願います。

事務局

それでは、選考結果について発表いたします。

まず、運営委員会から発表いたします。運営委員長:内部武雄委員、副委員長:永井尚二委員でございます。

続いて、農政委員会であります。農政委員長:渡部満憲委員、副委員長:片寄健治委員であります。

次に、情報委員会であります。情報委員長:周藤寛洲委員、副委員長:宇都宮敏章委員であります。

次に、地域農業対策委員会であります。地域農業対策委員長:青木征温委員、副委員長: 藤原修至委員であります。以上報告いたします。

議長

ただ今事務局より運営委員会及び各専門委員会の委員長、副委員長の発表がございました。 報告のとおり決定いたします。

次に議題「議第8号農業者年金加入推進各選挙区責任者の選出について」を議題といたしますが、「議第12号」を除く「議第14号雲南市耕作放棄地対策協議会委員の選出について」までは、専門委員会委員の中から選出することとなっていますので、一括上程させていただきたいと考えます。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議ございませんので、事務局より説明を求めます。

事務局

それでは「議第12号」を除く、「議第8号」から「議題14号」まで一括説明いたします。 議案書の13ページをご覧ください。まず「議第8号農業者年金加入推進各選挙区責任者の選 出について」であります。選出につきましては、農政委員会委員の中より、各選挙区1名の選 出をお願いしたいと考えます。任期は、平成29年7月19日までとなっております。

次に、議案書の14ページをご覧ください。「議第9号雲南市標準農作業料金検討委員会委員の選出について」であります。委員につきましては、地域農業対策委員会委員より、町ごとに1名の選出をお願いしたいと考えます。但し、地域農業対策委員会委員長の加茂町青木委員並びに副委員長である大東町藤原委員を含む他の4町からの選出となりますので、そのように選出願います。任期は、平成29年7月19日までとなっております。

次に、議案書の15ページをご覧ください。「議第10号雲南市農業労働災害共済事業運営審査委員会委員の選出について」であります。この審査会委員については、「雲南市農業労働災害共済事業条例第18条」の規定に基づき選出するもので、農政委員会委員より大原地区、飯石地区から各1名の選出ということで、選出をお願いしたいと考えます。任期は、平成29年3月31日までとなっております。

次に、議案書の16ページをご覧ください。「議第11号雲南市農業経営改善計画認定審査会委員の選出について」であります。「雲南市農業経営改善計画認定審査会運営要領」に基づき、審査会委員を選出するものです。これまでは、農政委員会委員の中より大原地区1名、地域農業対策委員会委員より飯石地区1名選出いただいておりますので、引き続き同じように選出願いたいと考えます。任期は、平成29年7月19日までとなっております。

次に、議案書の18ページをご覧ください。「議第13号雲南市農業再生協議会小委員会委員の選出について」であります。「雲南市再生協議会小委員会規約第4条」の規定に基づき、小委員会委員を選出するものです。これまでは、農政委員会より町ごとに1名の選出をいただいておりますので、引き続き同じように選出をお願いしたいと考えます。任期は、平成28年3月31日までとなっております。

次に、議案書の19ページをご覧ください。「議第14号雲南市耕作放棄地対策協議会委員の選出について」であります。このことについては、「雲南市耕作放棄地対策協議会規約第5条」の規定に基づき協議会委員を選出するものです。会長及び会長職務代理者並びに地域農業対策委員会より、町ごとに1名の選出をお願いしたいと考えます。但し、各町選出委員については、地域農業対策委員会委員長の加茂町青木委員並びに副委員長の大東町藤原委員を含む他の4町からの選出となりますので、そのように選出願います。任期については、平成28年3月31日までとなっております。

以上、各委員の選出について各委員会に分かれていただき、各議案一括選出をお願いいたします。

議長

事務局より説明を受けましたが、専門委員会ごとにご協議いただき、「議第8号」から「議第14号」までの「議第12号」を除く委員の選出についてお願いいたします。

 発信者
 議
 事
 要
 旨

 議
 長
 それでは、各専門委員会で委員の選出をお願いいたします。

 24番
 各町村で選出した方が良いのではないですか。

 議
 長
 町村間での調整の議案もございますので、各専門委員会での委員選出をお願いいたします。

町村間での調整の議案もございますので、各専門委員会での委員選出をお願いいたします。 選考会場は事務局からお知らせします。それでは、暫時休憩とします。

(専門委員会ごとに選考)

議長会議を再開します。

各専門委員会での選出結果を事務局でまとめていますので、事務局から発表いたします。

事務局 失礼いたします。発表いたします。

まず、「議第8号農業者年金加入推進各選挙区責任者の選出について」であります。第1選挙 区大東町中西康一委員、第2選挙区加茂町嘉本輝雄委員、第3選挙区木次町山本博子委員、第 4選挙区三刀屋町髙尾茂通委員、第5選挙区掛合町岡田康弘委員であります。

次に、「議第9号雲南市標準農作業料金検討委員会委員の選出について」であります。地域農業対策委員会より選出いただいておりますが、大東町は藤原修至委員、加茂町は青木征温委員、 木次町は持田明典委員、三刀屋町は渡部洋一委員、吉田町は白築進委員、掛合町は藤原好委員 であります。

次に、「議第10号雲南市農業労働災害共済事業運営審査委員会委員の選出について」であります。大原地区は加茂町の日野一夫委員、飯石地区は三刀屋町の片寄健治委員です。

次に、「議第11号雲南市農業経営改善計画認定審査会委員の選出について」でありますが、 大原地区は加茂町の嘉本輝雄委員、飯石地区は三刀屋町の川上蘆求委員です。

次に、「議第13号雲南市農業再生協議会小委員会委員の選出について」であります。大東町は渡部満憲委員、加茂町は日野一夫委員、木次町は松原利廣委員、三刀屋町は片寄健治委員、吉田町は竹内勉委員、掛合町は岡田康弘委員です。

次に、「議第14号雲南市耕作放棄地対策協議会委員の選出について」であります。加藤会長並びに石橋会長職務代理者については、役職指定により委員としてお願いすることとなります。 大東町は藤原修至委員、加茂町は青木征温委員、木次町は廣澤幸博委員、三刀屋町は小田久義委員、吉田町は白築進委員、掛合町は藤原好委員です。

以上でございます。

議 長 ただ今、事務局より各専門委員会で選出された委員の発表がありましたが、発表のとおり決 定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長異議なしと認めます。

よって、「議第8号」から「議第14号」までの「議第12号」を除く委員の選出については、

発信	言者	議 事 要 旨
	長	発表のとおり決定といたします。
議	長	ここでお諮りいたします。
		時間の都合上、残りの案件につきましては全て次回の総会で審議させていただきたいと思い
		ますが、ご異議ございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		よって、残議案全ては次回の総会で審議することに決定いたしました。
		以上で、本日の議事日程全て終了いたしました。閉会いたします。
議	長	ご起立下さい。
		一同ご礼。
		ご着席願います。
議	長	次にその他事項に入ります。事務局より説明願います。
事務	务局	【その他報告事項】
		・担当地区制について

会議の経過を記載して、	その相違ないことを証するため、	ここに署名する

平成 年 月 日

議長
署名委員
署名委員